

令和3年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(2) 優れた自然の保全

① 地元の保護育成会等との協働による、自然環境保全地域の適切な保全

(1) 事業目的

「島根県自然環境保全条例」に基づき、学術的価値の高い優れた自然の存する6地域を島根県自然環境保全地域※1（資料編：表1）に指定しており、地元の保護団体等の協力を得ながら、巡視や草刈りなどの保全活動を実施します。

(2) 取組状況

飯南町の赤名湿地性植物群落においては、自然遷移による乾陸化が進み、湿地性植物の衰退が懸念されていることから、例年6月頃に地元ボランティア等の協力を得ながらヨシやノイバラなどの除草作業を実施し、自然再生に取り組んでいます。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。

また、国立公園三瓶山北の原にある「姫逃池」においても自然再生に取り組んでおり、水位の回復とカキツバタ自生地（県指定天然記念物）の生育環境の改善を図っています。カキツバタの周辺に他の植物の繁茂が目立つようになっており、特に近年は外来種のセイヨウスイレンが急速に勢力を拡大していることから、例年6月に地元を中心としたボランティアの協力を得て、除草作業と外来種の駆除などを行っています。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました。

《用語解説》

※1 自然環境保全地域

ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域やすぐれた自然環境を維持している地域であって、自然環境保全法及び県自然環境保全条例に基づき指定された地域のこと。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6377